

正 誤

平成 19 年 3 月 30 日付け岩手県報号外の 3 登載学校教育法施行細則の一部を改正する規則（平成 19 年岩手県教育委員会規則第 5 号）

誤	正
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。）及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）<u>、</u>学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。）<u>、</u>及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p>